

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一 口当たりの金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分
一般社団法人 型技術協会	2020005010008	入会金 年会費	100,000	20,000 (入会金) 一口 80,000 (年額)	令和7年3月21日	当法人は様々な分野の金型技術を取り扱っており、貨幣等の偽造防止技術である微細加工技術にも関連が深く、当法人から得られる最新の学術、技術情報は、当該業務の遂行に必要な不可欠なものであるため。		
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	年会費	160,000	一名 100,000 二名以降 60,000 計二名 (年額)	令和6年4月19日	当法人は、監査役の監査方法等の調査研究等を行っており、刊行物の購読、セミナーへの参加等を通じて、監査の実効性の向上を図るため。	公社	国認定
公益社団法人 日本医師会	5010005004635	日本医師会会費 本局(1~3期分) さいたま支局 広島支局	182,000	本局 一名 42,000 (1期あたり) さいたま支局 一名 28,000(年額) 広島支局 一名 28,000(年額)	令和6年4月19日 令和6年7月19日 令和6年8月23日 令和6年9月13日 令和6年12月20日	当局は製造業であり工場を保有していることから、職員の健康管理や快適な職場環境の形成など事業場の安全衛生の向上を図るうえで、会員に提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国認定
一般社団法人 日本Additive Manufacturing学会	5120905006595	年会費	300,000	300,000 (年額)	令和7年3月21日	当法人は日本のAM分野を牽引し、金属にとどまらず、高分子、セラミックス等を広く取り扱い多岐にわたる材料やモノづくり技術を統括しており、当局の今後の技術の発展に必要な情報収集や人脈を構築するため、また、当局の取組みを宣伝する情報発信の場を設けるため。		
一般社団法人 日本塑性加工学会	8010405010619	賛助会員会費	100,000	100,000 (年額)	令和6年4月26日	当法人は、塑性加工に関する研究発表等を行っており、研究開発業務において、講演会への参加等を通じて得られる最新の学術、技術情報は、当該業務の遂行に必要な不可欠なものであるため。		

公益社団法人 精密工学会	9010005016288	年会費	150,000	一口 150,000 (年額)	令和6年12月6日	当法人は、精密工学に関する調査研究等を行っており、貨幣製造技術等の研究開発業務において、会誌の購読、講習会への参加等を通じて得られる最新の学術、技術情報は、当該業務の遂行に必要不可欠なものであるため。	公社	国認定
公益社団法人 日本産業衛生学会	4011105000467	学会参加登録費	101,000	-	令和7年2月13日 令和7年2月14日 令和7年2月17日 令和7年2月19日 令和7年3月14日	-	公社	国認定
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会	7010405010495	受検料	330,800	-	令和6年11月8日 令和6年11月15日 令和6年11月21日 令和6年11月26日	-	公社	国認定

※ 本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定)に基づく令和6年度における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。